

三原市大和人権文化センターだより

令和5(2023)年度 主催講座を開催します。

オカリナ教室

オカリナを吹いてみませんか？

日時: 5月から12月
第2木曜日(年間8回)
13:30~15:30

定員 10名
講師 岡谷 豊子さん
※教材費等は個人負担



そば打ち教室

二八そば”のそば打ち体験です。
自分で打った美味しいそばを味わって
みませんか？

日時: 5月から12月
第2土曜日(年間8回)
9:30~12:00

定員 10名
講師: 山口 郁恵さん
材料代: 1回につき1,500円



生花教室

季節ごとの花を生けて、部屋など
に飾ってみませんか？

日時: 5月・8月・12月・3月
(日にちは後日連絡します)
13:00~15:30

定員 10名
講師: 西川 千代美さん
材料代: 1回につき2,000円程度



書道教室

古典の短歌・俳句を作品にしてみませんか？

日時: 4月から毎月
第1・第3火曜日
14:00~16:00

定員 10名
講師 角永 誠子さん
教材費等は個人負担



教室の生徒さんを募集しています。

《申込先》 大和人権文化センター
電話 0847-33-1308
《その他》 定員になり次第募集を締め切ります。
開講日時などを変更する場合があります。

登録型本人通知制度へ登録を！

「登録型本人通知制度※」とは、

三原市に住民票や本籍のある人が、事前に登録することにより、住民票の写し等を代理人や第三者に交付した場合、その交付した事実を郵送でお知らせする制度です。これは、住民票等の不正請求や、不正取得の抑止及び個人の権利の侵害の防止を図ることを目的としています。登録する方が増えると抑止力も高まります。是非、登録をしてください。

登録受付窓口は、市民課及び本郷支所、久井支所、大和支所の各地域振興課です。

くわしくは、市民課戸籍係 0848-67-6175へ

※ 代理人または第三者から事前登録者に係る戸籍謄本等の交付請求があった場合に、交付を拒否したり、交付の可否を事前登録者へ確認する制度ではありません。



三原市HP

大和地域センターくらしの相談開設のお知らせ

とき 4月21日(金) 9:00~12:00
ところ 大和人権文化センター 会議室
相談内容 くらしの相談・人権相談
相談員2名で対応します。次回は、5月26日(金)の予定

電話による相談も受け付けています。
大和人権文化センター(電話 0847-33-1308)

人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られます。
気軽にお越しください(電話も可)

とき 10:00~16:00(土・日・祝日は除く)
ところ 三原市大和人権文化センター
電話 0847-33-1308

人権のひろば



学ぶ！SDGs (持続可能な開発目標) (8)

SDGsは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、2030年度を達成年限とし、17のゴール(目標)で構成されています。“人権ひろば”では、人権に関する目標を紹介していきます。

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



【目標7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに】

世界ではおよそ10億人弱の人々が電力の利用ができておらず、教育を受ける機会を失い、健康が守られない状況が生まれています。また、およそ30億人が木炭や石炭、動物の糞といった有害で環境や人体に害を及ぼす燃料を調理や暖房に用いています。その結果、屋内の空気汚染により2012年には約430万人が亡くなっています。身体への悪影響などを回避・解消するため、また命に関わるだけでなく、温暖化の原因として地球の持続にとって深刻な問題とし、この目標達成が重要視されています。地球温暖化の最大の原因は二酸化炭素やメタンなどで全体の76%を占めています。世界で使われているエネルギーのうち、再生可能エネルギー(太陽光や風力など)を使って作られたものは、全体の17.5%ほどしかありません。目標では2030年までに、「すべての人が手ごろな価格で近代的なエネルギーをえる」、「環境に良いクリーンな再生可能エネルギーを増やす」などテーマに掲げ、今、世界中で目標7を実現するために、様々な取り組みが開始されています。

私たちが幸せに生きていくために、節電を心がけ、日常生活を少し意識することで、SDGsの活動に貢献し、未来のエネルギーをまもることにつなげましょう。

(参考:国連広報センター「持続可能な開発目標(SDGs)―事実と数字」)



★きょうは何の日? 4月 人権カレンダー

4月7日 世界保健デー

世界保健デーは、世界保健機関(WHO)が設立された1948年4月7日に(WHO憲章)を記念して設けられ、全ての人々の健康増進・保護に向けて世界の国々が協力し合うことや、健康や医療に関する啓発を行うことを目的としています。憲章では、健康とは完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念または経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つであると記載しています。WHOでは、保健関連の社会情勢に合わせた活動テーマを毎年発表しており、世界中の多くの国で、さまざまな健康のためのイベントが行われています。今年のテーマは、「Health for All(すべての人に健康を!)」です。